

<u>目 次</u>

1	ガイドラインの位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方 ・・・・・・・・・・ 2
3	ガイドラインの対象区域 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4	配慮の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5	回遊動線と視点場の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6	配慮する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
7	配慮についての協議・調整 ・・・・・・・・・・・・・・ 34



1 ガイドラインの位置づけ

鹿児島港本港区景観ガイドライン(以下,「ガイドライン」という。)は,桜島の眺望やまちなみ景観など,鹿児島港本港区(以下,「本港区」という。)エリアにふさわしい景観・デザインについて,基本的な方向性を示すことにより,本港区エリアにおける建築物(工作物等を含む。以下,「建築物等」という。)の建築及び公共土木施設等の整備に反映し,同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るものです。

なお,ガイドラインについては, 鹿児島市の景観計画や屋外広告物条例を遵守することとします。

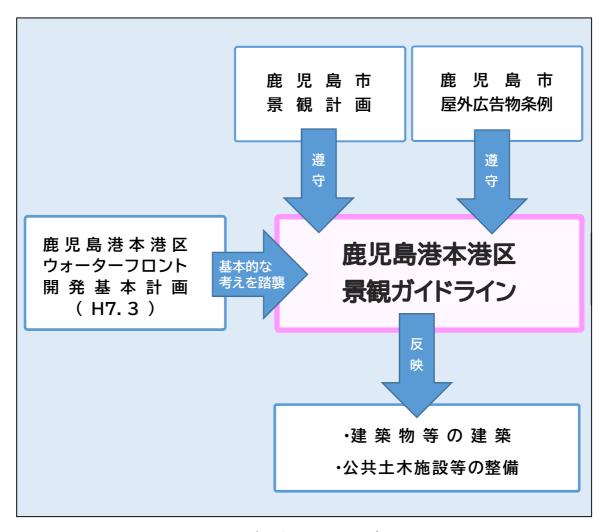


図 1-1 ガイドラインの位置づけ

2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

鹿児島港の歴史は、1341年頃、島津家5代貞久が東福寺城(現在の多賀山公園)を6代氏久の居城としたときに始まると言われています。しかし、当時は港と言っても稲荷川と甲突川が形成した沖積地の海岸に過ぎませんでした。

その後,江戸時代に琉球貿易が盛んになるにつれ,海運上の必要から,現在の本港 区に波止場(三五郎波止場 1841年頃)や,新波止(1844~1853年頃),荷役護岸等を 建設し,港としての利用が始まったと言われています。

明治時代には沖縄、台湾及び阪神地区との交易により商港として発展し、1907年(明治40年)、内務省告示により第2種重要港湾に指定されました。

古くからの歴史がある本港区エリアは、錦江湾や、雄大な桜島の良好な景観をはじめ、歴史的建造物である鹿児島旧港施設を有するともに、背後には県都鹿児島市の市街地が隣接する、自然景観、歴史、文化に恵まれた地区です。



写真 2-1 1926 (大正 15)年の鹿児島港本港区 (出典:鹿児島港の歴史変遷)

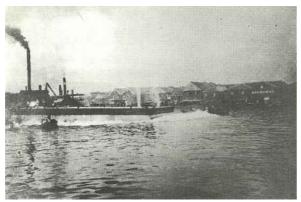


写真 2-2 1932(昭和7)年の本港区 (出典:鹿児島港の歴史変遷)



写真 2-3 1955(昭和 30)年頃の本港区 (出典:鹿児島港近代化百年のあゆみ)



写真 2-4 1982 (昭和 57) 年頃の防波堤(新波止, 遮断防波堤, 一丁台場) と赤灯台(鹿児島旧港北防波堤灯台) (出典:鹿児島港近代化百年のあゆみ)



写真 2-5 ドルフィンポート (2005 (平成 17) 年~2020 (令和 2)年) (出典:鹿児島港近代化百年のあゆみ)

同エリアにはこれまでに「桜島フェリーターミナル(平成10年)」,「ウォーターフロントパーク(平成14年)」,「ドルフィンポート(平成17年)」,「種子・屋久高速船旅客ターミナル(平成19年)」などが整備され,新たな交流人口と賑わいが創出されてきました。現在は、桜島フェリー、種子・屋久航路、三島・十島航路及び奄美・喜界航路が就航する、鹿児島の海の玄関口として重要な役割を果たしています。また、多くの県外客も訪れる「いおワールドかごしま水族館(平成9年)」が立地するなど、多様な人々が行き交うエリアとなっています。

同エリアにおいては、平成 31 年に策定された『鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン』(以下、グランドデザイン)をもとに、

- ① かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点
- ② かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間
- ③ 景観資源(錦江湾や桜島,歴史的建造物)を活かした魅力ある空間の3つを要素として,「年間365日 賑わう拠点の形成」をコンセプトとする利活用の検討が進められています。

そこで、本ガイドラインを、グランドデザインを実現するための景観やデザインについての指針として活用し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上に必要な取組を推進します。

なお,同エリアにおいて,各種計画の変更や新たな計画の策定などが生じた場合は,必要に応じて本ガイドラインの見直しを行います。

表 2-1 本港区の歴史

1341年頃	島津家5代貞久が多賀山の東福寺城を6代氏久の居城としたときに鹿児島港の歴史が始まるとされる
1602年頃	島津家18代家久が鶴丸城を築き鹿児島に居を構えてから城下町を整備,加えて港の整備が進められる
1789年~1853年	弁天波止・屋久島岸岐・三五郎波止・新波止を順次築造 ※1844~1853年 新波止築造
1863年	新波止は薩英戦争時、砲台を備え英国艦隊を迎え撃ったとされる
1872年頃	一丁台場築造(その後桜島の大正大噴火により被災を受け,修復)
1901年~1905年	明治の大改修実施(物揚場, 防波堤, 浮桟橋等の整備) ※1905年 遮断防波堤築造
1907年	第2種重要港湾に指定(内務省告示)
1923年~1934年	大正·昭和の大改修実施(防波堤,岸壁,浚渫等) ※1934(S9)年 赤灯台(鹿児島旧港北防波堤灯台)築造
1951(S26)年	重要港湾に指定(港湾法)
1986(S61)年	本港区再開発に着手
1992(H4)年	北ふ頭 埋立竣功
1993(H5)年	北ふ頭旅客ターミナル 供用開始
1997(H9)年	いおワールド かごしま水族館 開館 , 南ふ頭 埋立竣功
1998(H10)年	桜島フェリーターミナル 供用開始
2002(H14)年	南ふ頭旅客ターミナル 供用開始 , ウォーターフロントパーク 供用開始
2005(H17)年	ドルフィンポート 開業
2006(H18)年	湾岸交番 開設 , NHK鹿児島放送会館 開館
2007(H19)年	種子・屋久高速船旅客ターミナル 供用開始
2022(R2)年	ドルフィンポート跡地 暫定活用開始

3 ガイドラインの対象区域

本ガイドラインは,下図のとおり,グランドデザインで定義する本港区エリアを対象とします。



図 3-1 ガイドラインの対象区域



図 3-2, 3-3 鹿児島港本港区の位置 (国土地理院地図より)



4 配慮の方針

本港区エリアは桜島フェリーや離島航路が就航する海の玄関口として,多様な人々が行き交うとともに,古来から産業振興や交易など鹿児島の発展に寄与してきた錦江湾の広大な静穏海域や,県民のみならず多くの人に親しまれている雄大な桜島などの美しい自然景観を望むことができ,また,歴史的建造物である鹿児島旧港施設等を有することから,これらの景観資源を活かした魅力ある交流空間を目指します。

特に水際線は、行き交う船と港の活動が織りなす躍動感あふれる錦江湾や、雄大な 桜島への眺望、旧港湾施設による歴史を感じられるプロムナード*1 (水際線のプロム ナード)を有し、同エリアから朝日通りなどの街路を通して見える市街地のまちなみ や賑わい、色とりどりの路面電車やバスが行き交う光景は、鹿児島ならではの特徴的な 景観となっています。そこで、これらを活かした回遊性のある歩行者動線を確保し、 歩行者目線での良好な景観を形成します。

また,鹿児島市域を対象とする,鹿児島市景観計画(平成20年6月施行)においては,色彩や緑化等の基準が設けられています。同エリアは桜島及び城山への眺望確保のため建築物・工作物の高さにも基準が設けられていることから,建築物等の高さに配慮します。

以上を踏まえ、配慮の方針として、以下の3つのポイントに基づき本港区エリアの 良好な景観形成を目指します。

Point 1

錦江湾や桜島,歴史的建造物等の景観資源に配慮します

Point 2

めぐり,たたずみ,のぞむことができる,歩行者目線での良好な景観形成を目指します

Point 3

多様な来訪者が行き交い集う魅力的な空間形成を目指します

^{*1}プロムナード 散歩道,遊歩道。





















5 回遊動線と視点場※の設定

水際線のプロムナードや,背後の市街地中心部から水際線のプロムナードへと繋がり, 錦江湾・桜島,本港区エリアの歴史やまちなみ,活きた港の活動など,同エリアの魅力 を感じられるルートを回遊動線(**めぐりの路**(みち))として設定し,景観形成に配慮する こととします。

また,同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場として,錦江湾・桜島への眺望を確保する必要がある場所を「**のぞみの場**」,まちなみや港の活動などを立ち止まって眺める場所を「**たたずみの場**」として設定します。



図 5-1 本港区エリアの回遊動線と視点場(国土地理院地図をベースに加工)

※ 本ガイドラインでは、「視点場」を、鹿児島市景観条例に規定する視点場(遠景を眺望することができ、眺望の良さが広く市民等に認知され、眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれる場所)ではなく、景観や活動を眺める場所、としての意味で使用しています。

回遊動線とその特色

1 水際線のプロムナード • • • •

- 白灯台から,国の重要文化財である石積み護岸(鹿児島旧港施設(新波止・ 遮断防波堤・一丁台場))を経て,国の登録有形文化財である赤灯台(鹿児 島旧港北防波堤灯台)へと至り,本港区の歴史を感じられる
- 錦江湾・桜島や港の活動を眺められる
- 2 水際線のプロムナードと中心市街地・北ふ頭・南ふ頭・住吉町 15 番街区を 結ぶ回遊動線● ●

(みなと大通り)

- 市役所から本港区エリアへと繋がる緑地景観を楽しめる
- 水際線のプロムナードへアクセスしながら、桜島や港の活動を 眺められる

(朝日通り)

- 両側に建ち並ぶビル群の間から桜島、港の活動を眺められる
- 市街地のまちなみ、路面電車やバスが行き交う姿を眺められる

(マイアミ通り)

- 港の活動,ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動を眺められる
- 市街地のまちなみ、路面電車やバスが行き交う姿を眺められる

(臨港道路本港区線)

- ◆ 大正年代に建造された石蔵倉庫群(当時は離島航路の荷物保管場所) の歴史性を感じられる
- ドルフィンポート跡地での活動、港の活動を眺められる

(臨港道路北ふ頭線・南ふ頭線)

● 北ふ頭・南ふ頭旅客ターミナルヘアクセスしながら、錦江湾・桜島 や港の活動を眺められる

たたずみの場・のぞみの場からの眺め

1 水際線のプロムナードにあるたたずみの場(まちなみや港の活動などを立ち止まって眺める)

□1 白灯台

たたずみ・のぞむ風景

錦江湾·桜島

港の活動



展望台前の植栽越し の錦江湾・桜島



4 2

展望台から見下ろす 北ふ頭の港の活動



4 3

桜島フェリーの出入り など港の風景



□2 かごしま水族館付近

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島

港の活動

◀ 1 ボードウォーク_{* 2}からの錦江湾・ ◀ 2 植栽越しに見える桜島フェリー 桜島や北ふ頭の港の活動

の出入りなど港の風景





□3 一丁台場

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島 港の活動

緑 地

◀1 荷役作業越しに見える錦江湾・桜島 や北ふ頭・南ふ頭の港の活動

✓ 2 離島航路の出入りなど港の風景





3

水面の向こうに見えるウォーター フロントパークにおける活動



^{*2} ボードウォーク 木板張りによる遊歩道。

□4 朝日通りを望む東屋(あずまや)付近

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島

港の活動

緑地 まちの賑わい 歴史的資産

1

荷役作業越しに見える錦江湾・桜島や 一丁台場, 北ふ頭・南ふ頭の港の活動 離島航路の出入りなど港の風景

4 2

ウォーターフロントパーク における活動









◀ 3 噴水や緑地越しに見える市街地 中心部の活動





市街地中心部のまちなみを望む

□5 マイアミ通りを望む東屋(あずまや)付近

たたずみ・のぞむ風景

錦江湾·桜島

港の活動

緑地

歴史的資産

4 1

フェリー越しに見える錦江 湾・桜島や北ふ頭・南ふ頭 の港の活動 離島航路の出入りなど港 の風景







₫ 2

ボードウォークの先にある,国の登録 有形文化財である赤灯台(鹿児島旧港 北防波堤灯台)



ウォーターフロントパーク における活動





2-1 水際線のプロムナードと中心市街地・北ふ頭・南ふ頭・住吉町 15 番街区を結 ぶ回遊動線にあるたたずみの場(まちなみや港の活動などを立ち止まって眺める)

□6 NHK 鹿児島放送会館横の緑地帯

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島 緑地

√1 緑地·植栽の向こうに見える錦江湾·桜島の √2 みなと大通りの緑地景観 眺め、ドルフィンポート跡地やウォーター フロントパークにおける活動





口7 ドルフィンポート跡地角

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島

港の活動

まちの賑わい



道路の先に見える離島航路の 出入りなど港の風景

ドルフィンポート跡地や, ウォーターフロントパーク における活動



立ち並ぶビルの間に見える市街地 を行き交う路面電車やバス



市街地中心部のまちなみを望む





口8 ドルフィンポート跡地付近

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島 港の活動

緑地

まちの賑わい

◀ 1⋅3 緑地越しに見える錦江湾・桜島や,離島航路の出入りなど港の風景 ドルフィンポート跡地や, ウォーターフロントパークにおける活動



✓ 2 立ち並ぶビルの間に見える市街地 を行き交う路面電車やバス







市街地中心部のまちなみを望む

□9 石蔵倉庫周辺

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島

港の活動

歴史的資産

◀ 1 大正年代に建造された歴史を 感じられる石蔵倉庫群



◀ 2 ターミナルの奥に見える錦江湾・ 桜島,

南ふ頭の港の活動や,離島航路 の出入りなど港の風景



□10 北ふ頭ターミナル付近

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島

港の活動

4 1

荷役作業越しに見える 錦江湾・桜島



Q 2

北ふ頭・南ふ頭の港の活動



3

離島航路の出入りなど 港の風景



□11 南ふ頭ターミナル付近

たたずみ・のぞむ風景 錦江湾・桜島

港の活動

1

荷役作業越しに見える 錦江湾・桜島



4 2

北ふ頭・南ふ頭の港の活動



3

離島航路の出入りなど 港の風景



2-2 水際線のプロムナードと中心市街地·北ふ頭·南ふ頭·住吉町 15 番街区を結 ぶ回遊動線にある**のぞみの場**(錦江湾・桜島への眺望を確保する)

●① ウォーターフロントパークの中央付近

たたずみ・のぞむ風景

錦江湾·桜島





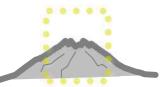
●①から 錦江湾・桜島への 眺望に配慮する範囲

●② 朝日通りと県道(鹿児島停車場線・鹿児島港線)との交差点付近

たたずみ・のぞむ風景

錦江湾·桜島





● ②から桜島への見通しを確保する範囲



※電車通り付近からは桜島の中央部分が見え, 桜島の存在を感じることができる



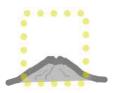
図 5-2 写真位置(国土地理院地図より)

●③ みなと大通りと県道(鹿児島停車場線)との交差点付近

たたずみ・のぞむ風景

錦江湾·桜島





●③から桜島への 見通しを確保する範囲



※緑地の中央付近から、桜島の存在を感じることができる



※市役所付近からも、桜島の存在を感じることができる



図 5-3 写真位置 (国土地理院地図より)

参 考 (みなと大通り・朝日通り・マイアミ通りについて)

鹿児島市中心部は鶴丸城とその城下町を骨格の基盤として歴史を積み重ねてきました。そこに明治以降の変化や戦災復興事業が加わり、複数の異なった道路軸が形成されています。代表的な軸線は、鶴丸城から港に向かう軸線(現在のみなと大通り)と、その南側の町人で賑わう港町から港へ向かう軸線(現在のいづろ通り)です。また、近代に入り、鶴丸城内に置かれた旧県庁舎からまっすぐ桜島に向かって、新たな軸線として現在の朝日通りが整備されました。ガイドラインで回遊動線(めぐりの路)として示したみなと大通り・マイアミ通り・朝日通りは、1946(昭和 21)年に都市計画道路の一部として計画され、現在に至ります。

みなと大通りは、市役所前から本港区エリアへとつながる緑豊かな都市のオアシス空間となっており、 公園内のケヤキには毎年、鹿児島の冬の夜を彩るイルミネーションが点灯されます。

朝日通りは、沖縄へとつながる国道 58 号の一部で、カラー舗装された歩道や、緑豊かな植栽が設置され、ビルの間に桜島を見ながら本港区エリアへと向かうことができます。

マイアミ通りは、鹿児島市と姉妹都市盟約を結んでいるマイアミ市の名前を取り、平成6年に命名されました。天文館と本港区エリアとをつなぐ道路で、カラー舗装された歩道や、季節の花に彩られた花壇が設置されるなど、潤いある街路空間として整備されています。



写真 5-1 1948 (昭和 23) 年頃の鹿児島市中心部 (国土地理院地図より)





写真 5-2,5-3 1950(昭和 25)年頃,1951(昭和 26)年頃のみなと大通り(鹿児島市 HP より)



図 5-1 明治 30 年学校位置図 (鹿児島市史第2巻:鹿児島市 HPより) と現在の3つの通りの概ねの位置

6 配慮する事項

次に示す事項について、景観への配慮を行います。

(1) 建築物等の高さに関する事項

①建築物等の高さは、鹿児島市景観計画を遵守した高さとします。 Point 1



図 6-1 桜島・城山への眺望確保範囲 (鹿児島市景観計画に加筆)

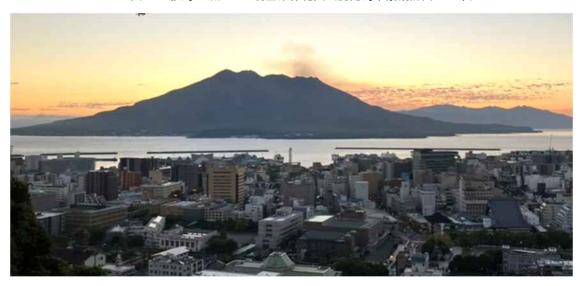


写真 6-1 城山展望台から桜島への眺望を配慮(展望台から見た本港区エリア,錦江湾・桜島)

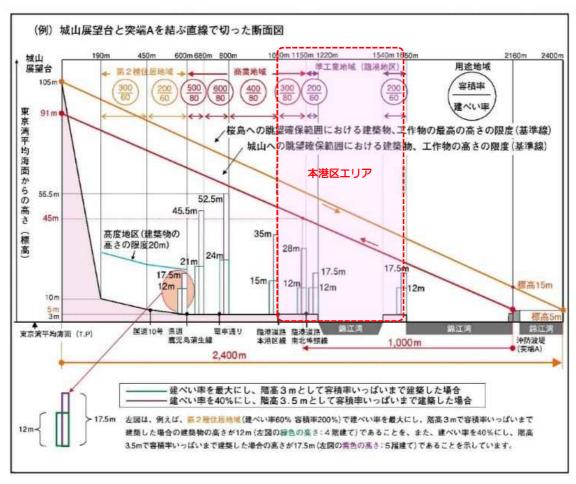


図 6-2 本港区エリア付近の建築物等の高さの限度 (鹿児島市景観計画に加筆)



写真 6-2 錦江湾から城山への眺望を配慮 (錦江湾から城山方向を望む)



写真 6-3 沖防波堤付近から城山への眺望を配慮 (沖防波堤付近から城山方向を望む)

②ウォーターフロントパーク内に設置する小規模な建築物等は,入出港する船舶からの眺めや,水際線のプロムナードに配慮し,周囲に圧迫感を与えない程度の高さ(東屋(あずまや)や樹木の高さである,3~4m程度)とし,開放感の創出に努めることとします。Point 1



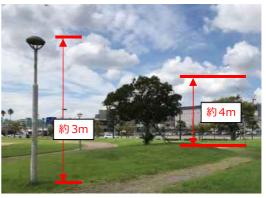


写真 6-4, 6-5 ウォーターフロントパーク東屋や樹木の高さ

(2) のぞみの場からの見通し確保に関する事項

①「のぞみの場○1」から錦江湾・桜島への眺望や、港湾としての機能を考慮し、「のぞみの場○1からの眺望に配慮する範囲・方向」(図5-1)の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとします。

Point 1 Point 2

②「のぞみの場 〇 2・〇 3」から桜島を含めた景観を確保するため、視線を遮らないように壁面位置をセットバック(壁面後退)させるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう、建築物等の形態意匠を工夫します。

また、開放的な構造を取り入れるなど、外部と内部空間の連続性を演出します。







写真 6-6, 6-7 外部と内部空間の連続性の例

(3) 回遊動線におけるオープンスペース, 回遊性の確保に関する事項

①水際線のプロムナードにおいては、界隈性※・賑わい性を演出するため、比較的狭あいで曲線的なものを基本とし、立ち止まって錦江湾、桜島への眺めや活きた港の活動を感じられる場所(たたずみの場□1~5)及び鹿児島旧港施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保します。 Point 1 Point 2 Point 3

(※界隈性 地元住民,来訪者を含めた多種多様な人々が往来し,繋がることをイメージしています)

②マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線(めぐりの路)の連続性に配慮します。

また、立ち止まって錦江湾・桜島への眺めとともに、本港区エリアのまちなみや海への開放感、港の活動や市街地における活動を感じられる場所(たたずみの場□6~11)においては、ウォーカブル*3な空間や居心地の良い滞留空間を創出するとともに、オープンスペースを確保します。

なお,マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るドルフィンポート跡地内 の回遊動線は,著しく回遊性を損なうことのないように配慮します。

Point 2 Point 3

③ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードの回遊性を確保するため,ウォーターフロントパーク内に計画する建築物等は配置・形状や空地の確保に配慮します。また,単調な回遊動線とならないようにランドスケープ*4の工夫を行います。

Point 2

^{*3} ウォーカブル 「歩く」を意味する walk と「できる」を意味する able を組み合わせた造語。 歩きやすい、歩きたくなる、歩くのが楽しい。

^{*4} ランドスケープ 景観, 風景。日常生活で風景や景色を構成する要素。

(4) 水際空間に関する事項

- ①水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台※1、歴史的石積み護岸※2、白灯台の保全・活用を図ります。 Point 1 Point 3
- ②居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに面する敷地の建築物等は、オープンスペース等を介し建築物内外が一体となった開放的な空間を確保します。 Point 2 Point 3
 - ※1 赤灯台 (鹿児島旧港北防波堤灯台) (1934(S9))は, 国の登録有形文化財に指定(H20)。
 - ※2 新波止(1844~1853),一丁台場(1872(M5))及び遮断防波堤(1904(M37))は,国の重要文化財に指定(H19)。









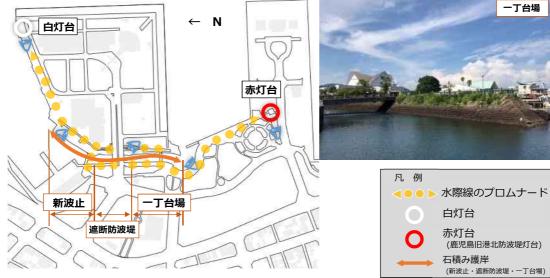


図 6-3 白灯台・赤灯台・石積み護岸の位置(国土地理院地図をベースに加工)



写真 6-8 1961 (昭和 36)年 ~1969 (昭和 44)年 頃の鹿児島港



写真 6-9 1974 (昭和 49) 年 ~1978 (昭和 53) 年 頃の鹿児島港



写真 6-10 2015 (平成 27) 年の 鹿児島港 (写真 6-8~10 とも 国土地理院地図より)



(5) まちなみ形成に関する事項

①地区全体として、調和のとれた沿道景 観を形成するために、沿道建築物の壁 面後退や, オープンスペース・セミパ ブリック空間*5の充実などにより,賑 わいを創出します。 Point 3



写真 6-11 セミパブリック空間の例

②マイアミ通りからの回遊動線では,活 気あるまちなみをつくるために,本港 区エリア入口と, 歩行空間の連続性を 意識し, エリア内の建築物の低層部の 機能や形態,外構の工夫を行うととも に、橋・デッキ等の活用により動線上 の眺望に変化を与えます。

Point 2 Point 3



写真 6-12 デッキの活用の例

③建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設けます。 Point 3



写真 6-13 屋上緑化の例



写真 6-14 壁面緑化の例

(6) 建築物等のファサードに関する事項

①建築物等のファサード*6については、単調なデザインとならないよう分節化*7などによりメリハリのある壁面とし、さらに低層部のオープンスペース化により圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線(めぐりの路)からのまちなみ景観に配慮します。また、動線については単調とならない様、ランドスケープの工夫を行います。

Point 2 Point 3



写真 6-15 単調な壁とならない工夫の例



写真 6-16 分節化の例

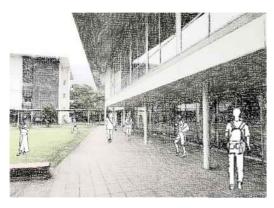




図 6-4, 写真 6-17 低層階の工夫による圧迫感の軽減例

②公衆トイレ等は、周囲の景観と調和のとれたものとします。 Point 3

^{*6} ファサード 建築物を正面から見たデザイン,外観。

^{*7} 分節化 全体を形や様式ごとにいくつかの区切りに分けること。デザインの切り替え。

(7) 色彩に関する事項

色彩は,統一性や周辺との調和に配慮しつ つ,個性を演出できるよう工夫します。

Point 3



写真 6-18 個性の演出を工夫した例



図 6-5 鹿児島市景観計画における色彩基準 (鹿児島市 景観法に基づく届出のしおりより)

鹿児島市景観計画では、「建築物」の壁面、屋根(屋上)及び「工作物」に使用できる基調色を、「マンセル値で色相 $0~R\sim5~Y$ は彩度 4 以下,その他の色相は彩度 2 以下(図 6-5 の赤色点線枠内)」としています。なお,上図は主要 2~0 色相において使用できる色を参考として示しています。詳細については,「景観法に基づく届出のしおり」(鹿児島市発行)などで確認してください。

(8) 屋外広告物に関する事項

- ①本港区エリア内には屋外広告・貼紙等を,原則として設置しないものとします。 (案内板や,イベント時に一時的に設置するものは除きます。) Point 3
- ②店舗名などの自家用広告物については、景観形成に留意し、色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど、質の高いデザインとします。 Point 3





写真 6-19,20 質の高いデザインの例

(9) 屋根・屋上に関する事項

城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観、海上からの眺望 を意識して屋根や屋上をデザインするとともに、屋上の緑化に努めます。 また、屋上などに設置される太陽光パネルは反射光に留意するように努めます。

Point 1

(10) 駐車場・駐輪施設に関する事項

駐車場・駐輪施設の設置にあたっては、樹木や花壇などによるバッファゾーン*8の設置等、ランドスケープを工夫することにより、歩いて楽しめる様な空間となるよう努めます。 Point 2 Point 3



写真 6-21 ランドスケープの工夫例



写真 6-22 1 階部分を工夫した例

^{*8} バッファゾーン 緩衝地帯。影響を緩和する空間。

(11) 夜間景観の演出に関する事項

①本港区エリア内の夜間景観を演出するため、照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮します。 Point 3



写真 6-23 樹木のライトアップ例



写真 6-24 建物の夜間景観演出例



写真 6-25 通りの夜間景観の例



写真6-26 水面に映りこむ明かり

②鹿児島旧港施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着きのある魅力的な夜間景観となるよう演出を工夫する。また、自家用広告物であっても、派手なネオンサインは設置しないものとします。 Point 3



写真 6-27 歴史的建造物の演出例



写真 6-28 落ち着いた夜間照明の例

(12) 道路及び緑地・緑化に関する事項

- ①歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図ります。 Point 2
- ②歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用します。 Point 2



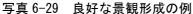




写真 6-30 歩行空間の例

- ③ガードレール・交通標識 (法令に基づくものは除く)・信号・街路灯は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮するとともに、個性ある景観づくりに寄与する様なデザインとするよう努めます。 Point 3
- ④標識類は,形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とします。 Point 3
- ⑤緑地・ポケットパーク等のオープンスペースを設けることにより、快適性と開放感 を確保します。 Point 2 Point 3
- ⑥街路樹は緑陰を形成し、かつ地域特性やメンテナンスを考慮して、火山灰に強く、 耐潮性のある樹種を基本とします。 Point 3

(13) イベント時の緩和に関する事項

オープンスペースはまちの賑わいを創出するために、イベントを行う空間として 積極的な活用を行います。 Point 3





写真 6-31, 6-32 オープンスペースのイベント活用例

(14) その他

①多様な利用者が利用しやすいように, スロープの設置や立体動線の明確化, 点字ブロックの設置や音による案内, 自動ドアの設置や案内板の多言語化, ピクトグラム*9化を行うなどユニバー サルデザインに配慮します。 Point 3



写真 6-33 スロープの設置

②各所で、子どもをはじめ、多世代が楽しめる様な場の創出に努めます。

Point 2

③本港区エリア内の設置物(自動販売機など)については、まちなみの美観を損ねないように配慮します。 Point 3



写真6-34 くつろぎの場の創出例

7 配慮についての協議・調整

本港区エリアにおいて建築物等の建築及び公共土木施設等の整備を実施する際に,事業者等は港湾管理者との協議の場を設け,設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について,確認・調整を行うこととします。

鹿児島県土木部 2023年12月 日発行

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 鹿児島県土木部港湾空港課 電話:099(286)3645

